

子どもの人権 ～子ども達の笑顔があふれる曾於市へ～

「人権」とは、すべての人が生まれながらにもっている「人として尊重される権利」のことです。子どもも例外ではありません。国連が採択した「子どもの権利条約」では、子ども（18歳未満）に対して以下のような権利が保障されています。

生きる権利

すべての子どもが命を守られ、安全に暮らす権利

育つ権利

教育や医療を受け、健やかに成長できる権利

守られる権利

虐待や差別などから保護される権利

参加する権利

自分の意見を表し、社会に関わることができる権利

これらの権利は家庭や学校、地域社会の中で守られるべきものです。子どもが安心して自分らしく生きられる環境を整えることは、社会全体の責任です。しかし日常生活の中では子どもは大人に比べて社会的に弱い立場にあり、自分の意思を十分に表現できないこともあります。だからこそ周囲の大人が子どもの人権を守り、育てる責任があります。

子どもの人権を守るためにには市民一人ひとりの理解と協力が欠かせません。近所の子どもが元気がないと感じたとき、学校での様子が気になるとき、ちょっとした気付きが大きな支援につながることがあります。家庭・学校・地域が連携し、子ども達の声に耳を傾けることが大切です。



お知らせ

令和8年度の曾於市内小・中学校の始業式は4月8日(水)、入学式は4月9日(木)です。

曾於市の取り組み

1 児童生徒の人権意識の育成

小・中学校では人権週間などの機会に外部講師による人権講話を実施し、児童生徒が身近な人権課題について考えたり、道徳の授業や学級活動を通じて、互いの違いを認め合う心や命の大切さを学んだりする機会を設けています。



月野小で外部講師による授業の様子

2 研修会などの実施

小・中学校では教職員の人権意識の高揚を図るために、年3回以上の校内研修を実施しています。また今年度は8月に鹿児島大学法文学部の金子満教授を講師に迎え「市人権教育講演会」を開催しました。



市人権教育講演会の様子

3 子ども相談窓口の活用促進

子どもや保護者が気軽に相談できる窓口を設けています。学校での悩みや家庭での不安を抱えた子どもが、自分で電話をかけて相談できます。

子どものための相談ダイヤル

☎ 0986-76-5588